

第2編

東京電力に対する損害賠償請求 各論

第1 住民個人に対する賠償

1 避難に関する賠償

Q35 避難区域から避難等した場合、どのような損害賠償請求が可能か。

避難費用(交通費・家財道具の移動費用・宿泊費等・生活費の増加部分)、一時立入費用、帰宅費用、精神的損害(避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害)生命・身体的損害、検査費用(人)、就労不能等に伴う損害、営業損害、財物の価値の喪失又は減少等及び検査費用(物)などについて、必要かつ合理的な範囲で損害賠償請求ができる。

解説

1 はじめに

住民個人が避難等した場合Q35 ないしQ41, 生活の本拠である住居を失うことによる損害として、まず避難費用(交通費・家財道具の移動費用・宿泊費等・生活費の増加部分)、一時立入費用、帰宅費用、精神的損害(避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害)が考えられる。

また、避難等により財物の管理や就労、営業が不能又は著しく困難になることから、財物価値の喪失又は減少等、就労不能等に伴う損害及び営業損害などが問題となるが、別項で検討する。

なお、生命・身体的損害についてQ51 ないしQ58, 営業損害についてQ63 ないしQ111, 就労不能等に伴う損害について(Q43), 財物価値の喪失又は減少等について(Q42, Q117~122), 検査費用(人・物)は、項目を設けず、各損害ごとに必要な限度で検討することとした。

2 避難費用(交通費・家財道具の移動費用・宿泊費等・生活費の増加部分)

(1) 交通費

中間指針では、「対象区域から避難するために負担した交通費」は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害とされている(中間指針・第3〔損害項目〕2(指針))。

避難区域は、対象区域に該当することから、必要かつ合理的な範囲で現実に負担した交通費の損害賠償請求ができる。

具体的には、自己所有車両におけるガソリン代・高速道路代、電車や飛行機などの公共交通機関の運賃等が想定されるが、タクシー代についても、本件事故の重大性・避難の緊急性からすれば、原則として必要かつ合理的であると考えられる。

交通費の立証方法について、中間指針は「領収証等による損害額の立証が困難な場合には、平均的な費用を推計することにより損害額を立証することも認められるべきである」とする(中間指針・第3〔損害項目〕2(指針))。

例えば、自己所有車両で避難した場合、避難先までの移動距離に基づいてガソリン代、高速道路料金等を算出することが考えられる。

(2) 家財道具の移動費用

中間指針では、「対象区域から避難するために負担した……家財道具の移動費用」は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害とされている(中間指針・第3〔損害項目〕2(指針)))。

避難区域は、対象区域に該当することから、必要かつ合理的な範囲で現実に負担した家財道具の移動費用の損害賠償請求ができる。

ただし、避難をする際に家財道具を手荷物として運んだ場合には、実費負担がないことから、交通費と別途に請求できるものではない。

家財道具の移動費用の立証方法は、交通費の場合と同様である(中間指針・第3〔損害項目〕2(指針)))。

(3) 宿泊費等

中間指針では、「対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費及びこの宿泊に付随して負担した費用(以下「宿泊費等」という。)」は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害とされている(中間指針・第3〔損害項目〕2(指針)))。

避難区域は、対象区域に該当することから、避難区域内から区域外へ避難し、引き続き区域外に滞在した場合、本件事故発生時に区域外にあり、区域内に住居があるものの引き続き区域外に滞在した場合には、対象区域外に滞在することを余儀なくされたといえ、必要かつ合理的な範囲で現実に負担した宿泊費等の損害賠償請求ができる。

例えば、避難等のために新たにアパート等を借りた場合、家賃・敷金・礼金・更新料等の損害賠償請求をすることができると考える。なお、敷金については、契約時に支出したとしても、敷金返還請求権が停止条件付権利として認められることから、損害には当たらないとも考えられるが、条件成就の有無は不確実であることから、被害者の救済の観点から、損害と認めるべきである。

なお、都道府県が災害救助法に基づいて設置した避難所や応急仮設住宅等に宿泊した場合は、実費負担がないことから、宿泊費等の損害賠償請求はできない。

宿泊費等の終期について、中間指針は「避難指示等の解除等(指示、要請の解除のみならず帰宅許容の見解表明等を含む。……)から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならない」とする。特段の事情がある場合とは、「避難中に健康を害し自宅以外の避難先等での療養の継続が必要なため帰宅できない場合など」をいう(中間指針・第3〔損害項目〕2(指針))、(備考)5)。

「相当期間」の判断に当たっては、避難等した者が帰宅の準備をするのに必要な期間を考慮する他、生活の本拠として居住するのに必要不可欠な病院や学校などのインフラが復旧するのに必要な期間等も考慮しなければならない。そのため、病院や学校などのインフラが復旧した後、2～3か月程度では「相当期間」を経過したとは言わないと考える。

避難指示等の解除等から相当期間経過した後も、帰宅せずに区域外に引き続き滞在する場合、特段の事情がない限り、いわゆる自主避難に該当することになる。自主避難の場合に宿泊費等の損害賠償請求が認められるか否かは、Q41を参照して欲しい。

宿泊費等の立証方法は、交通費と同様である。具体的には、領収証などを紛失等した場合、「宿泊場所の周辺における平均的な宿泊費等を算出」してこれを損害額と推計することが考えられる（中間指針・第3〔損害項目〕2（指針））。

（4）生活費の増加部分

中間指針では、「避難等対象者が、避難等によって生活費が増加した部分があれば、その増加費用」について、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるが（中間指針・第3〔損害項目〕2（指針））、原則として、精神的苦痛（生命・身体的損害を伴わないものに限る。）による損害と一括して算定され、これと別個に請求することはできないとされている（中間指針・第3〔損害項目〕2（備考）3）、6（備考）2）。なお、生命・身体的損害による精神的苦痛については、[Q53・Q54]などを参照して欲しい。

しかしながら、中間指針にいう「生活費の増加部分」は、例えば、屋内退避した者が食品購入のため遠方までの移動が必要になったことや避難等した者が自家用農作物の利用が不能又は著しく困難になったことで増加したと考えられる食費の増加分などが想定されているに過ぎない。そのため、中間指針でも、「特に高額な生活費の増加費用の負担をした者がいた場合には、そのような高額な費用を負担せざるを得なかった特段の事情があるときは、別途、必要かつ合理的な範囲において、その実費が賠償すべき損害と認められる」とされていることに留意する必要がある（中間指針・第3〔損害項目〕2（備考）3）。例えば、避難に伴い、家族や地域社会がバラバラになったため、通信費や交通費が非常に増加しており、携帯電話代やタクシー代などが著しく増加した場合等には、「高額な生活費の増加」として、精神的損害とは別に賠償されるべきである。

生活費の増加部分の終期は、同費用が対象区域外での滞在をすることで増加する費用を問題にしていることから、宿泊費等の終期と基本的には一致するものと思われる。

3 一時立入費用

（1）避難区域は、平成23年4月22日以降原則として立入りが禁止されているが、同年5月10日から当面の生活に必要な物品の持出し等を目的として、市町村が政府及び県の支援を得て同区域への一時立入りを実施している（福島第一原発から半径3キロメートル圏内についても、同年8月26日、一時立入りが認められた）。

（2）中間指針は、一時立入りについて、出発点となる集合場所に参加者が集合し地区ごとに専用バスで区域内の住居地区へ移動することになっているため、被害者が実費負担をしない場合があるものの、「対象区域外滞在中の場所から上記集合場所までの移動に際して、参加者がその往復の交通費等を負担する場合や、上記集合場所から住居地区までの交通費、人及び物に対する除染費用、家財道具（自動車等を含む。）の移動費用等について、負担する場合も否定できない」として、これらの費用も必要かつ合理的な範囲で賠

償すべき損害と認められるとしている（中間指針・第3〔損害項目〕3（備考）2）。

4 帰宅費用

中間指針では、「避難等対象者が、対象区域の避難指示等の解除等に伴い、対象区域内の住居に最終的に戻るために負担した交通費、家財道具の移動費用等（前泊や後泊が不可欠な場合の宿泊費等を含む。……）」は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害とされている（中間指針・第3〔損害項目〕4（指針））。

避難指示等の解除等から相当期間経過した後も、帰宅せずに区域外に引き続き滞在し、その後何年か経って帰宅した場合、帰宅費用を請求できるか問題となり得るが、仮に避難区域からの避難等との因果関係が認め難い場合であっても、自主避難からの帰宅費用として認められる余地があると考ええる。

5 精神的損害（避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害）

（1） 中間指針は、精神的損害について、生命・身体的損害を伴わなくても、避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害を認めている。

（2） 中間指針は、精神的損害の算定について、交通事故における基準を参考に、第1期（本件事故発生から6か月間）、第2期（第1期終了から6か月間、ただし、警戒区域等が見直される場合には、必要に応じて見直す）、第3期（第2期終了後、終期までの期間）の3期に分けて、損害額が低減する基準を定めている。また、避難所等における避難生活は、旅館・ホテルなどの他の避難生活より苦痛が大きいものとして、損害額を加算している（中間指針・第3〔損害項目〕6（指針）（ないし））。

a 第1期 1人月額10万円を目安とする。

ただし、この間、避難所・体育館・公民館等（以下「避難所等」という。）における避難生活等を余儀なくされた者については、避難所等において避難生活をした期間は、1人月額12万円を目安とする。

b 第2期 1人月額5万円を目安とする。

c 第3期 今後の本件事故の収束状況等諸般の事情を踏まえ、改めて損害額算定方法を検討する。

このような定型化された基準は、被害者の迅速な救済に資する反面、被害の実情に合わないことも多く、注意を要する。例えば、希望すれば大半の者が仮設住宅等へ入居ができるようになる第2期の損害額は第1期の半分にも満たないが、元の場所に戻れないことによる焦燥感は時間の経過とともに増加するうえ、避難所から仮設住宅などに移転すると食料や水道光熱費の援助がなくなることでかえって経済的に窮乏することがあること、コミュニティの喪失により被害者が孤立することなどから、精神的苦痛はむしろ深刻化するといえる。そのため、少なくとも第2期を第1期の半額とすることは合理的とはいえない。

また、中間指針は、被害者の年齢、性別、職業、性格、生活環境及び家族構成等といった要素を捨象した「全員に共通する」基準を定めたに過ぎないのであり（中間指針・第3〔損害項目〕6（備考）2）全被害者に共通する最低基準と考えるべきである。したがっ

て、請求をするに当たっては、避難の具体的実情に即した検討が必要である（小島延夫「福島第一原子力発電所事故による被害とその法律問題」法時 1038 号 62 頁参照）。

（３） 中間指針は、緊急時避難準備区域からの避難等・地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域を除き、損害発生の始期及び終期について、以下のとおりとする（中間指針・第 3〔損害項目〕 6（指針））。

損害発生の始期

個々の対象者が避難等をした日にかかわらず、原則として本件事故発生日である平成 23 年 3 月 11 日とする。

損害発生の終期

避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならない。

（４） なお、避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害発生の終期は、区域外に滞在することで生じるものであるから同損害の終期は、避難費用（宿泊費等・生活費の増加部分）の終期と基本的には一致するものと思われる。そのため、避難指示等の解除等から相当期間経過した後も、帰宅せずに区域外に引き続き滞在する場合、いわゆる自主避難に該当することになる。自主避難の場合に避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害の賠償請求が認められるか否かは、Q41 を参照して欲しい。

Q36 屋内退避区域から避難等した場合、どのような損害賠償請求が可能か。

屋内退避区域から避難した場合には、避難費用（交通費・家財道具の移動費用・宿泊費等・生活費の増加部分）、一時立入費用、帰宅費用、精神的損害（避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害）生命・身体的損害、検査費用（人）、就労不能等に伴う損害、営業損害、財物の価値の喪失又は減少等及び検査費用（物）などについて、必要かつ合理的な範囲で損害賠償請求ができる。屋内退避の場合も、避難費用のうち交通も、家財道具の移動費用・宿泊費が認められないほかは、屋内退避以外の場合と同様である。

解 説

1 避難費用（交通費・家財道具の移動費用・宿泊費等・生活費の増加部分）及び帰宅費用

（１） 屋内退避区域は、平成 23 年 4 月 22 日、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の指定に伴い、区域指定が解除されている。

そのため、同区域からの避難等（避難・対象区域外滞在・屋内退避）は、平成 23 年 3 月 11 日から同年 4 月 22 日の限られた期間が問題となる。

（２） 中間指針では、「政府による避難等の指示の対象となった区域内の住民のみならず、政府による自主避難の促進等の対象となった区域内の住民……についても、対象区域外に避難する行動に出ることや、同区域外に居た者が同区域内の住居等に戻ることを差し控える行動に出ることは、合理的な行動」であるとして、避難指示等により避難や対象区域外

の滞在を余儀なくされた場合に該当するものとされている（中間指針・第3〔避難等対象者〕（備考）2）。

そのため、政府による自主避難の促進等の対象となった屋内待避区域内から区域外へ避難し、引き続き区域外に滞在した場合、本件事故発生時に屋内退避区域外にいたが、区域内に住居があるため引き続き区域外に滞在した場合には、避難指示等により避難や対象区域外の滞在を余儀なくされたといえ、必要かつ合理的な範囲で避難費用（交通費・家財道具の移動費用・宿泊費等・生活費の増加部分）及び帰宅費用の損害賠償請求が認められる。

これに対し、屋内退避をした場合には、避難費用（交通費・家財道具の移動費用・宿泊費等）のいずれも現実の支出はないことから損害賠償請求は認められない。

ただし、一旦屋内退避区域等外に避難した後に住居に戻って屋内退避をした場合には、現実に支出した避難費用（交通費・家財道具の移動費用・宿泊費等・生活費の増加部分）及び帰宅費用について、損害賠償請求が認められる。

（3） 避難費用（宿泊費等・生活費の増加部分）の終期について、中間指針は屋内退避区域の指定が解除され避難指示等の対象外となった区域については、「平成23年4月22日……から相当期間経過後は、賠償の対象とはならない。この相当期間は、これらの区域における公共施設の復旧状況等を踏まえ、解除等期日から住居に戻るまでに通常必要と思われる準備期間を考慮し、平成23年7月末までを目安とする。但し、これらの区域に所在する学校等に通っていた児童・生徒等が避難を余儀なくされている場合は、平成23年8月末までを目安とする」とする（中間指針・第3〔損害項目〕2（備考）4）。

そのため、屋内退避区域の指定が解除され、かつ、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点に指定されなかった区域の住民は、平成23年7月末又は同年8月末を経過した後も帰宅せずに区域外に引き続き滞在する場合、いわゆる自主避難に該当することになる。自主避難の場合に避難費用（宿泊費等・生活費の増加部分）が認められるか否かは、Q41を参照して欲しい。

（4） 避難費用（交通費・家財道具の移動費用・宿泊費等・生活費の増加部分）及び帰宅費用の立証方法は、避難区域の場合（Q35）と同様である。

2 精神的損害（避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害）

（1） 中間指針は、対象区域外滞Inの場合と屋内退避の場合とを分けた上で、以下の基準を定める。

対象区域外滞Inの場合 1人月額10万円を目安とする。

但し、この間、避難所・体育館・公民館等（避難所等）における避難生活等を余儀なくされた者については、避難所等において避難生活をした期間は、1人月額12万円を目安とする。

屋内退避をした場合 1人10万円を目安とする。

なお、屋内退避の期間が1か月を超えたとしても、目安となる金額は10万円であって、月

額 10 万円とはされていない。この点は、Q45 参照。

(2) 避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害発生の始期及び終期は、避難区域の場合 (Q35) と同様である。

なお、同損害の終期は、区域外に滞在又は屋内退避することで生じるものであるから、避難費用 (宿泊費等・生活費の増加部分) の終期と基本的には一致するものと思われる。

そのため、屋内退避区域の指定が解除され、かつ、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に指定されなかった区域の住民は、屋内退避区域の指定解除からの相当期間である平成 23 年 7 月末又は同年 8 月末を経過した後も帰宅せずに区域外に引き続き滞在する場合、いわゆる自主避難に該当することになる。自主避難の場合に避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害の賠償請求が認められるか否かは、Q41 を参照して欲しい。

3 その他の損害

就労不能等に伴う損害について (Q43)、営業損害について (Q63 ないし Q111)、財物価値の喪失又は減少等について (Q42)、生命・身体的損害について (Q51 ないし Q58) を参照。

Q37 計画的避難区域から避難等した場合、どのような損害賠償請求が可能か。

避難費用 (交通費・家財道具の移動費用・宿泊費等・生活費の増加部分)、一時立入費用、帰宅費用、精神的損害 (避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害) 生命・身体的損害、検査費用 (人)、就労不能等に伴う損害、営業損害、財物の価値の喪失又は減少等及び検査費用 (物) などについて、必要かつ合理的な範囲で損害賠償請求ができる。

解 説

1 避難費用 (交通費・家財道具の移動費用・宿泊費等・生活費の増加部分)、一時立入費用、帰宅費用

(1) 計画的避難準備区域は、避難区域と同様、政府により避難指示がされている区域であるため、避難費用 (交通費・家財道具の移動費用・宿泊費等・生活費の増加部分)、帰宅費用については、避難区域からの避難等 (Q35) と同様である。

(2) 一時立入費用については、中間指針は、避難区域からの避難等の場合についてのみ言及している。しかしながら、平成 23 年 6 月 30 日付け政府原子力災害現地対策本部ニュースレター第 9 号が、計画的避難区域からの「避難後は、住民の方が家財等を持ち出すための一時的な立入りや、町村により事業継続が認められた事業所での勤務のための立入りを除き、原則として立入りは認められません」としているように、避難等した後に一時立入することを想定している。そのため、避難区域の場合と同様、交通費・家財道具の移動費用・前泊や後泊が不可欠な場合の宿泊費等は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められると考える。

2 精神的損害 (避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害)

避難区域からの避難（Q35）と同様である。

3 その他の損害

就労不能等に伴う損害について（Q43）、営業損害について（Q63 ないしQ111）、財物価値の喪失又は減少等について（Q42）、生命・身体的損害について（Q51 ないしQ58）を参照。

Q38 緊急時避難準備区域から避難等した場合、どのような損害賠償請求が可能か。

子供、妊婦、要介護者、入院患者等は、避難を開始した時期にかかわらず、避難費用（交通費・家財道具の移動費用・宿泊費等・生活費の増加部分）、一時立入費用、帰宅費用及び精神的損害（避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害、その他の精神的損害）生命・身体的損害、検査費用（人）、就労不能等に伴う損害、営業損害、財物の価値の喪失又は減少等及び検査費用（物）などについて必要かつ合理的な範囲で損害賠償請求をすることができる。上記以外の者は、平成23年6月19日以前に避難等を開始した場合、同様の損害賠償請求が認められるが、同月20日以降に避難等した場合も、同様の損害賠償請求が認められべきである。

解 説

1 避難費用（交通費・家財道具の移動費用・宿泊費等・生活費の増加部分）、一時立入費用、帰宅費用

（1） 中間指針では、緊急時避難準備区域の住民は、「子供、妊婦、要介護者、入院患者等」に該当するか否かで扱いが異なる。

すなわち、中間指針では、「子供、妊婦、要介護者、入院患者等」に該当する場合、避難を開始した時期にかかわらず、避難指示等により避難等を余儀なくされた者として避難等対象者に該当するとされている。そのため、必要かつ合理的な範囲で現実に負担した避難費用（交通費・家財道具の移動費用・宿泊費等・生活費の増加部分）の損害賠償請求ができる。なお、「等」には、子供が避難するのに必要な範囲の家族や要介護者が避難するのに必要な付添人などが含まれる（紛争審査会第8回議事録・8頁以下参照）。

他方で、上記に該当しない場合、中間指針は、第二次指針追補が決定・公表された平成23年6月20日以降に緊急時避難準備区域内から区域外に避難を開始した者は、避難指示等により避難等を余儀なくされた者とはいえ避難等対象者に該当しないとする。

しかしながら、避難を開始したのが追補の決定・公表以降か否かによって判断を異にする合理性は全くない。また、この点について審査会で十分な議論をした形跡もない。そもそも、子供、妊婦、要介護者、入院患者等以外の者が、追補の決定・公表以前に避難できたか否かは、個別具体的な事情により異なる。しかるに、平成23年6月19日までに避難していれば宿泊費等の始期が平成23年3月11日とされる上、終期まで賠償すべき損害と認められるのに比して、同日以降に避難した場合には、一切賠償すべき損害として認めら

れないのはあまりに均衡を欠くのであり、上記基準に合理性はない。

なお、中間指針によっても緊急時避難準備区域内で、かつ、特定避難勧奨地点に指定された住居に居住する住民は、時期を問わず同地点からの避難等を理由として損害賠償請求をし得る。

(2) 緊急時避難準備区域の場合、避難区域や計画的避難区域の場合と異なり、避難等をするか否かは自主的な判断に委ねられている。そのため、例えば、就労のために父と母子が分かれて暮らすなど、いわゆる二重生活となるケースが少なからずある。この場合、水道光熱費等が二重にかかる上、週末、母子のもとに行く場合には交通費も高額になるなど生活費の著しい増加がみられる。

こういった支出は、避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害に吸収解消させることは妥当でなく、中間指針における「高額な費用を負担せざるを得なかった特別の事情」があるものとして、生活費のうち現実に増加した部分を本件事故と相当因果関係のある損害として損害賠償請求ができると考えるべきである。なお、二重生活における交通費の増加は、家族としての生活を維持するための支出であることから避難費用としての交通費ではなく、生活費の増加分として考慮されるものとする。

2 精神的損害（避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害）

(1) 精神的損害の算定方法については、避難区域の場合と同様である（Q35 参照）

(2) 中間指針は、緊急時避難準備区域からの避難について、損害発生の始期について、以下のとおりとする（ただし、以下に示されるような、平成23年6月20日より前に避難したかどうかによって始期を区別する考え方には合理性がない）。また、損害発生を終期は、避難区域（警戒区域）の場合と同様である（Q35 参照）。

原則 個々の対象者が避難等をした日にかかわらず、原則として本件事故発生時である平成23年3月11日とする。

例外 緊急時避難準備区域内に住居がある子供、妊婦、要介護者、入院患者等であって平成23年6月20日以降に避難した者については、当該者が実際に避難した日を始期とする。

3 精神的損害（上記2以外）

(1) 一家離散による精神的損害

中間指針は、一般論として、「その他の本件事故による精神的苦痛についても個別の事情によっては賠償の対象と認められ得る」としている（中間指針・第3〔損害項目〕6（備考）11）。

緊急時避難準備区域の場合、就労のために父親と母子が分かれて暮らすケースが少なからず見受けられる。そのため、父親が避難している母子のもとに週末行くなど二重生活となる場合があることは前述したが、避難先が遠いため、週末に会いに行けないケースもある。

このような一家離散ともいえるべき状況が生じている場合には、本件事故前から家庭内別

居等していたなどの特段の事情がない限り，避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害とは別個に，一家離散による精神的損害に基づく損害賠償請求が認められるべきと考える。

(2) 緊急時避難準備区域で暮らす住民の精神的損害

Q45を参照。

4 その他の損害

就労不能等に伴う損害について(Q43)，営業損害について(Q63ないしQ111)，財物価値の喪失又は減少等について(Q42)，生命・身体的損害について(Q51ないしQ58)を参照。

Q39 特定避難勧奨地点に指定された地点から避難等した場合，どのような損害賠償請求が可能か。

避難費用(交通費・家財道具の移動費用・宿泊費等・生活費の増加部分)，一時立入費用，帰宅費用及び精神的損害(避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害)生命・身体的損害，検査費用(人)，就労不能等に伴う損害，営業損害，財物の価値の喪失又は減少等及び検査費用(物)などについて損害賠償請求ができる。

解説

1 避難費用(交通費・家財道具の移動費用・宿泊費等・生活費の増加部分)，一時立入費用，帰宅費用

特定避難勧奨地点は，政府による避難等の対象区域に該当することから，避難区域から避難する場合と同様である(Q35参照)。

2 精神的損害(避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害)

避難区域から避難する場合と同様である(Q35参照)。

3 その他の損害

就労不能等に伴う損害について(Q43)，営業損害について(Q63ないしQ111)，財物価値の喪失又は減少等について(Q42)，生命・身体的損害について(Q51ないしQ58)を参照。

Q40 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域から避難等した場合，損害賠償請求が可能か。

避難費用(交通費・家財道具の移動費用・宿泊費等・生活費の増加部分)，一時立入費用，帰宅費用及び精神的損害(避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害)生命・身体的損害，検査費用(人)，就労不能等に伴う損害，営業損害，財物の価値の喪失又は減少等及び検査費用(物)などについて損害賠償請求ができる。

解説

1 避難費用(交通費・家財道具の移動費用・宿泊費等・生活費の増加部分)，一時立入費

用，帰宅費用

地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（たとえば南相馬市が 30 キロメートル圏外の者に対しても避難を要請）は，対象区域に該当することから，避難区域から避難する場合と同様である（Q35 参照）。

2 精神的損害（避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害）

避難区域から避難する場合と同様である（Q35 参照）。

3 その他の損害

就労不能等に伴う損害について（Q43），営業損害について（Q63 ないしQ111），財物価値の喪失又は減少等について（Q42），生命・身体的損害について（Q51 ないしQ58）を参照。

Q41 政府による避難等の指示があった区域・地点ではないが避難等した場合，損害賠償請求が可能か。

被ばくの危険を回避するための避難等に合理性が認められれば，避難費用（交通費・家財道具の移動費用・宿泊費・生活費の増加部分），一時立入費用，帰宅費用及び精神的損害（避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害）生命・身体的損害，検査費用（人），就労不能等に伴う損害，営業損害，財物の価値の喪失又は減少等及び検査費用（物）などについて損害賠償請求が認められるべきである。合理性の有無は，本件原発事故との時間的場所的接着性，年齢，性別，妊娠の有無，放射線量の程度，累積の被ばく状況その他一切の事情を総合的に衡量して決することになるが，少なくとも，年間 5.2 ミリシーベルトを超える区域・地点から子どもや妊産婦が避難等すること及び当該避難等に必要な範囲の家族が共に避難等することは，合理的である。また，年間 5.2 ミリシーベルトを超える区域・地点でなくとも，年間 1 ミリシーベルトを超える場合には，合理性が認められる場合がある。

解 説

1 政府による避難等の指示等があった対象区域（避難区域・屋内退避区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域・特定避難勧奨地点・地方公共団体（南相馬市）が住民に一時避難を要請した区域）外からの避難は，一般に「自主避難」といわれる。中間指針では，この自主避難について，一切考慮されていない。

2 もっとも，中間指針を定めた平成 23 年 8 月 5 日の審査会（第 13 回）においては，「自主避難に関する論点」と題する資料が配布されている。

そこでは，避難等の対象区域外に住居があったとしても，放射能の危険を懸念して自主的に避難している者が多数いるとの認識の下，「一般的には，指針の対象区域に居住する者ではなくとも，被ばくの危険を回避するための避難行動が社会通念上合理的であると認められる場合には，その避難費用等は，賠償すべき損害となり得る」ことを明らかにしてい

る。また、同審査会における議論では、自主避難者への一定の配慮の必要性や相当量の放射線量率が観測される地域に居住する住民についても一定の配慮の必要性があることについて、ほぼ意見の一致をみており、今後これらの者について賠償されるべき損害について、引き続き検討し、何らかの指針又は基準を作成する方向となった。

このように、自主避難に関する損害について中間指針に項目として盛り込まれなかったことについては、不安定な立場に置かれている自主避難者の迅速な救済という面から問題があるものの、今後一定の指針又は基準を作成することについては、評価できるといえる。

3 問題は、避難の合理性の有無の判断基準である。一般論でいえば、本件事故との時間的場所的接着性、年齢、性別、妊娠の有無、放射線量の程度、累積の被ばく状況その他一切の事情を総合的に衡量して決することになると思われるが、以下の点に留意する必要がある。

(1) 本件事故の収束の有無

中間指針にもあるとおり、本件事故は、「本件事故発生から5か月近くを経過した現在においても、本件事故の収束に向けた放射性物質の放出を抑制・管理するための作業は続いている」のであり、長期間にわたり放射性物質が外部に出され続け、汚染は拡大している。また、より深刻な事故が生じるおそれも未だ否定出来ない状況にある。その上、汚染の状況は、風向や雨などの影響により常に変化し得るのであり、対象区域外の住民たちは放射線量が今後更に高まることへの不安を抱えながらの生活を余儀なくされている。

(2) 放射性物質による汚染の広がり

平成23年7月8日に公表された「文部科学省による第3次航空機モニタリングの測定結果について」(福島第一原発から半径80キロメートルを測定)、同年7月20日・22日に公表された「文部科学省及び宮城県による航空機モニタリングの測定結果について」(同100キロメートル、南側120キロメートル)、同年27日に公表された「文部科学省及び栃木県による航空機モニタリングの測定結果について」(同100キロメートル)によると、地表面から1メートルの高さにおいて、以下のような放射性物質による汚染の広がりが確認できる。

20ミリシーベルトを超える汚染の範囲

福島第一原発から主として北西方向に広がっており、その外延は半径60キロメートル付近にまで及んでいる。

5ミリシーベルトを超える汚染の範囲

上記に加え、福島第一原発から半径80キロメートル圏内に広く広がっており、その外延は宮城県南部、栃木県北部、茨城県北部に及んでいる。

1ミリシーベルトを超える汚染の範囲

上記に加え、福島第一原発から半径80キロメートル圏内についてはほぼ全域であり、外延は、宮城県北部・栃木県中部にまで及ぶ。

また、その他の調査によると、汚染が及ぶ区域は関東全域から岩手県にまで及んでいる

ことが判明している。

(3) 放射線の制限に関する法体系

放射線業務を行う事業者の義務を定める電離放射線障害防止規則（以下「電離則」という）は、3か月当たり1.3ミリシーベルトを「管理区域」とする。管理区域は、標識によって明示され、必要のある者以外は立ち入ってはならない（電離則3条1項1号、4項）。また、原則として放射線測定器の装着が義務づけられ、外部被ばく及び内部被ばくの線量を定期的に測定して管理する仕組みになっているうえ、定期的な医師による健康診断を義務づけるなど（同8条、9条、56条など）、管理区域における活動は厳格に制限されている。

また、管理区域内において放射線業務に従事する労働者の被ばくは、1年間につき50ミリシーベルトかつ5年間につき100ミリシーベルトを超えないようにしなければならないとされているが（同4条1項）、女性（妊娠可能者）については、3月につき5ミリシーベルトを上限とするなどより厳格な基準が設けられている（同条2項）。更に、放射線管理区域内での労働は、18歳未満の者はできないこととなっている（年少者労働基準規則8条35号）。

なお、緊急作業時における被ばく限度は、上記制限にかかわらず年間100ミリシーベルトとされているが（電離則7条2項1号）、女性（妊娠可能者）及び18歳未満の者については、例外が認められていない。また、本件事故後は、原子力緊急事態宣言がなされており（原子力災害対策特別措置法15条2項）、同解除宣言がされるまでの間、緊急事態応急対策実施区域に限って、緊急作業時における被ばく限度が100ミリシーベルトから250ミリシーベルトに引き上げられているが（平成23年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令）、これは期間場所を極めて限定したうえで採られた今回限りの特別な措置に過ぎない。

労災では、年間5ミリシーベルトの累積線量で白血病との因果関係を認めている（電離放射線に係る疾病の業務上外の認定基準（昭和51年11月8日・基発第810号労働基準局長通達））。

公衆の年間被ばく量限度は1ミリシーベルトを前提としている。そのため、放射性同位元素装備機器の使用、保管及び運搬等に当たっては、外部被ばくの限度が年間1ミリシーベルトとされている（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律12条の3第1項、同施行規則14条の3第1項1号、設計認証等に関する技術上の基準に係る細目を定める告示（平成17年・文部科学省告示第94号））。

(4) 子どもの感受性の高さ等

一般に子ども（胎児を含む）は、放射線感受性が高いといわれる。放射線感受性の研究については、分裂頻度が高い場合、将来長期にわたって分裂する細胞である場合、形態的・機能的に未分化である場合には、放射線感受性が高いとするベルゴニートリボンの法則が知られているが、いずれも成長期にある子どもに当てはまるといえる。

子どもの放射線感受性が高いのは、細胞分裂の過程において、放射線によりDNAが切断

されやすいからである。そのため、細胞分裂が盛んな成長期にある子どもは、放射線の被ばくにより DNA が切断されるリスクが高いのである。DNA が切断されるとガンになるおそれがあるが、広島・長崎の原爆被ばく者の調査結果からは、白血病以外のすべてのガンの相対リスクは被ばく時年齢が 10 歳以下の場合 2.32 倍も高くなることが分かっている。低線量被ばくの影響については、今のところ必ずしも明らかではないが、チェルノブイリ事故から 25 年以上経った 2011（平成 23）年には、新しい知見として、持続的な低線量被ばくは、急性的被ばくよりも危険であることが報告されるなどしているうえ、ガン以外の影響の存在も指摘されている。

そのため、日本医師会や日本医学放射線学会は、子どもに対する特別な配慮を求めている（平成 23 年 5 月 12 日付け社団法人日本医師会による「文部科学省『福島県内の学校・校庭等の利用判断における暫定的な考え方』に対する日本医師会の見解、同年 6 月 2 日付け社団法人日本医学放射線学会「原子力災害に伴う放射線被ばくに関する基本的考え方」参照）。

3 避難の合理性の判断にあたっては、放射線防護に関する社会的合意としての既存の法体系を基礎に置くべきであるし、特に子ども（胎児を含む）について、重大かつ不可逆的な損害が生じるおそれがある以上、予防原則の観点から、少なくとも 5.2 ミリシーベルト（管理区域や労災基準に該当するレベル）を超える区域・地点から子どもや妊産婦が避難等すること及び当該避難等に必要な範囲の家族が共に避難等することは、合理的であると考える。

また、上記以外の場合であっても、一般公衆の被ばく限度量とされている年間 1 ミリシーベルトを超えた場合には、本件事故との時間的場所的接着性、年齢、性別、妊娠の有無、放射線量の程度、累積の被ばく状況その他一切の事情を総合的に衡量した上で、合理性が認められる場合があると考えられる。

Q42 避難区域内にある財物については、すべて損害賠償を受けられるか。東京電力に代替地の提供を請求することはできるか。東京電力に買取りを請求することはできるか。

財物の価値の喪失又は減少等が生じた場合には、土地建物、車両、家財道具及び食料等について損害賠償が受けられる。東京電力に代替地の提供や買取りを請求することはできないが、将来の管理費用や廃棄処分費用に代えて、買取りを求めるような交渉や合意をすることが考えられる。

解 説

1 中間指針では、動産及び不動産について、現実に発生した以下のものは、賠償すべき損害と認められるとされている（中間指針・第 3〔損害項目〕10（指針））。

（1）避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、

現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用（当該財物の廃棄費用、修理費用等）は、賠償すべき損害と認められる。

（２）（１）のほか、当該財物が対象区域内にあり、

財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質にばく露した場合 又は、
には該当しないものの、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、本件事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合

には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及び除染等の必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められる。

（３）対象区域内の財物の管理が不能等となり、又は放射性物質にばく露することにより、その価値が喪失又は減少することを予防するため、所有者等が支出した費用は、必要かつ合理的な範囲において賠償すべき損害と認められる。

２ 損害の基準となる財物の価値については、中間指針は「原則として、本件事故発生時点における財物の時価に相当する額とすべきであるが、時価の算出が困難である場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った帳簿価額を基準として算出することも考えられる」としている（中間指針・第３〔損害項目〕10（備考）5）。

また、損害の性質上、その算定が極めて困難と認められる場合には、裁判所が具体的な金額を認定することがあり得る（民訴248条）。

３ 合理的な修理、除染等の費用の範囲について、中間指針は「原則として当該財物の客観的価値の範囲内のものとするが、文化財、農地等代替性がない財物については、例外的に、合理的な範囲で当該財物の客観的価値を超える金額の賠償も認められ得る」としている（中間指針・第３〔損害項目〕10（備考）4）。

４ 生活の本拠である土地・建物（住居）は、一般に、財物に係る損害の中でも個人で所有等する財産の中で最も経済的価値が高いことが多い。そのため、財物の価値の喪失又は減少の有無等が賠償額に大きく影響すると考えられる。

まず、放射性物質にばく露した量の程度からして、当該土地・建物に帰宅できない蓋然性がある場合には、財物の価値を喪失したものとイえると考える（上記（２）参照）。

また、財物の価値を喪失させるほどにはばく露していなかったとしても、放射性物質のばく露は、瑕疵に該当すると考えられることから、平均的・一般的な人の認識を基準とすれば、原則として価値の減少が認められるものとする（上記（２）参照）。

５ なお、損害賠償は金銭賠償が原則であり、原賠法も金銭賠償のみを予定していることから（同法7条等）、東京電力に代替地の提供や買取りを請求することはできない。

もっとも、例えば当該土地・建物が財物の価値を喪失したような場合には、将来の管理費用や廃棄処分費用に代えて、買取りを求めるような交渉や合意をすることが考えられる。

Q43 避難区域内に勤務先があったが、本件事故のため無期限休業中である。当面、どのよ

うな損害賠償請求が可能か。その後、やむを得ず解雇又は退職等した場合、東京電力に再就職先のあっせんをしてもらうことができるか。

激甚災害法に基づく雇用保険の特例措置（休業する場合の特例措置）又は災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置（一時的に離職する場合の特例措置）として、一定期間、実際に離職せず又は再雇用が予定されていても失業給付（雇用保険の基本手当）を受給することができる。また、給与の減収分、未払賃金、各種手当・賞与等の減収分及び解雇・退職時の退職金の減収分等については損害賠償請求ができる。勤務先が移転、休業等をしたために配置転換・転職等の場合に負担した転居費用、通勤費用の増加分等についても必要かつ合理的な範囲で、損害賠償請求をすることができる。東京電力に再就職先のあっせんをしてもらうことはできない。

解 説

1 事業所が本件事故により無期限休業となった場合、休業を余儀なくされ賃金を受けることができない勤務者は、激甚災害法の雇用保険の特例措置（休業する場合の特例措置）として、一定期間、実際に離職しなくても失業給付（雇用保険の基本手当）を受給することができる（激甚災害法 25 条 1 項）。

また、一時的に離職を余儀なくされた場合についても、災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置（一時的に離職する場合の特例措置）として、事業再開後の再雇用が予定されている場合も、失業給付（雇用保険の基本手当）を受給することができる。

2 次に、損害賠償請求について、中間指針では、「対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により、あるいは、……営業損害を被った事業者に雇用されていた勤労者が当該事業者の営業損害により、その就労が不能等となった場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められる」とされている（中間指針・第 3〔損害項目〕 8（指針））。ただし、自営業者や家庭内農業従事者等の逸失利益については、営業損害として検討すべきであり、就労不能等に伴う損害の検討対象とはならない。

3 就労が不能等となった場合として、中間指針は、「対象区域内にあった勤務先が本件事故により廃業を余儀なくされ」た場合や「避難先が勤務先から遠方となったために就労が不能等となった場合」を想定している（中間指針・第 3〔損害項目〕 8（備考） 1）。

また、本 Q のように、本件事故のため無期限休業中である場合も、就労が不能等となった場合に該当すると考える。

4 勤務先が無期限休業中であるため、就労等が不能である場合、賠償すべき損害のうち「給与等の減収分」は以下のとおりである。

（ 1 ） 給与の減収分

就労等が不能である場合、給与を受領できなくなることから、給与等の減収分が賠償すべき損害となる。

ところで、労働基準法 26 条は、休業手当について、「使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の 100 分の 60 以上の手当を支払わなければならない」とすることから、事業者が本件事故により休業をした場合、休業手当支払義務があるか否か問題となる。「責に帰すべき事由」には、不可抗力が含まれないが、一般に、その原因が事業の外部により発生した事故であること、事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故であること、の 2 つの事例を満たす場合、不可抗力に該当し事業者が休業手当の支払義務はないとされている(平成 23 年 5 月 25 日付け厚生労働省労働基準局及び職業安定局による「福島第一原子力発電所事故に係る警戒区域等における休業に関する Q&A」参照)。とすると、対象区域内からの避難等により事業が無期限休業となった場合、上記 5 に該当することから、不可抗力による休業に該当し、休業手当支払義務はないと考える。また、自主避難等により事業が無期限休業となった場合であっても、自主避難に合理性が認められる限り、不可抗力に該当し、休業手当支払義務はないと考える。

(2) 未払賃金

中間指針は、「既に就労したものの未払いである賃金については、当該賃金は本来雇用者が支払うべきものであるが、本件事故により当該賃金の支払が不能等となったと認められる場合には、当該賃金部分も勤労者の損害に該当し得る」とする(中間指針・第 3〔損害項目〕8(備考)3))。ただし、東京電力がこれを賠償した場合は、勤労者の賃金債権を代位取得することになる。

なお、事業所が中小企業である場合、再開の見込みがないのであれば、未払賃料の立替制度の利用も考えられる(賃金の支払の確保等に関する法律 7 条、同施行令 2 条、同施規 8 条)。

(3) 各種手当、賞与等の減収分

中間指針は、賠償されるべき損害である給与等には「各種手当、賞与等」も含まれるとする(中間指針・第 3〔損害項目〕8(備考)6))。

(4) 退職金の減収分

勤務先の事業が再開する見込みがないため、勤務先が勤労者を解雇し又は勤労者が退職した場合、就業規則、退職金規程等に定めがあれば、退職金が支払われる。

もっとも、一般的には天災地変による休業期間は退職金算定期間に不算入としていることが多いため、休業期間を不算入とされたことによる減額分は、賠償すべき損害に当たる。

5 中間指針は、無期限休業の後又は当初から「勤務先が本件事故により 移転、休業等を余儀なくされたために勤労者が配置転換、転職等を余儀なくされた場合」について、勤労者が負担した「転居費用、通勤費の増加分等」も必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害に当たるとしている(中間指針・第 3〔損害項目〕8(備考)7))。

6 就労不能等に伴う損害の始期については、中間指針は、「避難指示等の前に本件事故により生じた就労不能等に伴う損害があれば、これを賠償対象から除外すべき合理的な理由

はないから、本件事故発生日以降のものが賠償すべき損害と認められる」とする（中間指針・第3〔損害項目〕8（備考）4）。

就労不能等に伴う損害の終期については、中間指針は、「基本的には対象者が従来と同じ又は同等の就労活動を営むことが可能となった日とすることが合理的であるが、本件事故により生じた減収分がある期間を含め、どの時期までを賠償の対象とするかについて、その具体的な時期等を現時点で見通すことは困難であるため、改めて検討することとする。但し、その検討に当たっては、一般的には、就労不能等に対しては転職等により対応する可能性があると考えられることから、賠償対象となるべき期間には一定の限度があることや、早期の転職や臨時の就労等特別の努力を行った者が存在することに留意する必要がある」としている（中間指針・第3〔損害項目〕8（備考）8）。

しかしながら、例えば、避難区域内から避難等するために、20年以上正社員として勤務していた勤務先を退職したが、避難先では年齢上の問題から派遣社員やアルバイトしか仕事がなく、給料が大幅に下がることを余儀なくされるようなケースが少なからずある。このように、「対象者が従来と同じ又は同等の就労活動を営む」期待可能性がないような場合には、終期を短期間で区切るのは妥当でなく、例えば、交通事故において用いられる就労可能年限を終期と考えるべきであろう。

7 損害賠償は金銭賠償が原則であり、原賠法も金銭賠償のみを予定している（同法7条等）。東京電力に再就職先のあっせんを求めるべき法律上の根拠はなく、再就職先のあっせんをしてもらうことはできない。

2 汚染地域で暮らすことに関する賠償

生活領域としての利便性の破壊

Q44 空間線量の高いいわゆるホットスポット（汚染地域）に住んでいる。仕事や学校などの問題で避難することができないが、周辺には避難した人が多く、近所の店が閉まったりして生活は大変不便である。また、健康被害も心配である。どのような損害賠償請求が可能か。

周辺の居住者・事業者が避難したために生じた追加的費用や放射線被ばくそのものによる精神的損害について請求することができる。

解 説

1 周辺の事業者等が避難したために、避難しなかった者に生じた損害は、いわゆる「間接被害」に該当するものと考えられる。

中間指針においては、間接被害を、「本件事故により前記第3ないし第7で賠償の対象と認められる損害（以下「第一次被害」という。）が生じたことにより、第一次被害を受けた者（以下「第一次被害者」という。）と一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害を意味する」としている（中間指針・第8（指針））。

中間指針は、間接被害について、「(間接被害者の)事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合に」当該被害が相当因果関係のある損害と認められるとしている(同・)。しかしながら、中間指針が挙げる具体的な類型は、いずれも事業者の被害を前提としており、設問のような生活上の支障に直接適用することはできない。

したがって、以下、上記の中間指針の考え方を参考にしながら、設問の損害について、相当因果関係の範囲内にあるか否かを検討する。

2 まず、中間指針の考え方に基づけば、間接被害の原因となった周辺の事業者等の損害について、相当因果関係の範囲内にある必要がある。

設問のいわゆるホットスポットが、計画的避難区域や特定避難勧奨地点に指定されている場合は、これらの区域等からの避難により生じた損害については、中間指針上、賠償の対象と認められており、これら周辺の事業者等が第一次被害者に当たることは明らかである。

また、いわゆるホットスポットが、計画的避難区域や特定避難勧奨地点として指定されていない場合でも、空間線量が高く避難の合理性が認められるときには、当該避難によって生じた損害は相当因果関係の範囲内にあるものとして賠償の対象とされるべきであり(Q41)、これら周辺の事業者等も第一次被害者に当たるといえる。

3 次に、中間指針の考え方に従えば、避難した周辺の事業者等との間の取引について、代替性がないことが、間接被害について賠償を受けるための要件とされている。しかし、店舗等の閉店による生活上の不利益については、物資の購入元やサービスの提供元そのものに代替性がない場合は考え難い一方、同等の物資の入手ないしサービスの享受のためには、一定の追加的費用が発生することが通常見込まれるのであるから、その費用については、第一次被害から生じた通常の損害であり、本件事故と相当因果関係の範囲内にあるものと考えられる。

4 周辺の事業者等の避難により通常生じる損害としては、交通費・運送費・出張代・休業損害等、事故前と同等の物資を入手しあるいはサービスを享受するために必要な追加的費用が考えられる。

なお、中間指針によれば、避難等対象者に対する精神的損害には、避難に伴う生活費の増加費用が一括して加算されるものとされている(中間指針・第3〔損害項目〕2(指針))。この考え方に従い、Q46において検討する放射線被ばくそのものによる精神的損害への慰謝料額に、生活上の支障による精神的苦痛への慰謝料を上乗せして請求することも考えられよう。

5 放射線被ばくによる健康被害についてはQ51を、放射線被ばくそのものによる精神的損害についてはQ46を、それぞれ参照されたい。

Q45 緊急時避難準備区域でQ44と同様の生活上の支障が生じている場合はどうか。

こうした日常生活上の支障については、具体的な経済的損失が立証できる部分について

はそれに応じて請求できるほか、精神的損害として、総額で10万円を請求できる。しかし、低廉に過ぎるので改善が必要である。

解 説

1 平成23年4月22日までの間の屋内退避区域及びその後の緊急時避難準備区域では、特に事故発生後、同年4月22日ころまでの間は、地域の活動はほぼ完全に止まり、避難せずに残った住民の生活状態も極めて厳しいものとなった。

また、同年4月22日以降、多くの住民が戻った地域もあるが、ガソリン供給の改善を除くと、以上のような状況はほとんど変わっていない。緊急時の避難に備えるということなので、医療機関で手術・入院ができず透析もできない、小中学校・幼稚園・保育園・高校などの学校は閉鎖されており地域の子どもたちは隣接する地域に通学するしかない、という状況は変わっていない。現実の問題として、全国チェーンの飲食店・コンビニエンスストア・量販店などはほとんどが閉鎖したままで、自動販売機すら供給がされず止まっている。この地域の商工業者の主な顧客であった双葉郡（双葉町・大熊町・浪江町など）が避難対象区域となり、人がいなくなり、商圈が消滅したため、事業の継続が極めて困難となっている。未だに、その地域に暮らす住民の日常生活上の支障、精神的損害は極めて重大である。

2 避難した事業者等の周辺に居住するために生じた損害については、Q44のとおり、間接損害としてとらえられる。中間指針においては、このような被害について賠償が認められるためには、第一次被害者の損害について相当因果関係の範囲内と認められること、当該第一次被害者との取引について代替性がないことが要件とされている。

(1) 第一次被害者については、中間指針上、緊急時避難準備区域からの避難については賠償の対象とされており、問題はない。なお、中間指針は、緊急時避難準備区域からの賠償が認められるためには、6月20日までに避難を開始しなければならないとしているが、この避難開始日に関する要件に合理性がないことについては、Q38を参照されたい。

(2) 取引の代替性についても、生活上の支障については判断基準とはなり得ず、結局生活上の不利益については、これによって生じた一定の追加的費用が本件事故と相当因果関係の範囲内にあるものと考えられることは、Q44と同様である。

したがって、周辺の事業者の閉鎖により生じた交通費・運送費・出張代・休業損害等の事故前と同等の物資を入手しあるいはサービスを楽しむために必要な追加的費用について、東京電力に対し損害賠償を請求することができる。

3 中間指針は、旧屋内退避区域において屋内退避をしていた人の精神的損害について、「屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域において屋内退避をしていた者……につき、1人10万円を目安とする」としている（中間指針・第3〔損害項目〕6（指針））。以上のような損害の内容を考慮すると、立証可能な追加的費用については別途賠償されとしても、総額で10万円との金額は著しく低廉に過ぎる。

また、屋内退避指示が解除された4月20日以降の生活上の支障についても、追加的費用の具体的立証が困難な場合には、生活上の支障によって生じた精神的苦痛に対する慰謝料として損害賠償を請求することも考えられよう。

Q46 空間線量の高いいわゆるホットスポット(汚染地域)に住んでいる。他の地域の住人に比べると、確実に多くの被ばくをしていると思われるが、具体的な健康被害が発生していない段階において、一定量以上の被ばくをしたことによる精神的苦痛について、慰謝料を請求することは可能か。実際に発病しないとだめか。

請求することは可能だが、精神的苦痛のみに対する賠償額は少額にとどまると考えられる。

解 説

1 中間指針においては、放射線被ばくによる健康被害については賠償範囲として取り上げられているものの(中間指針・第9)、被ばくしたこと自体に基づく精神的な損害については、何ら触れられていない。この点については、第9回審査会の議論で取り上げられている。審査会の能見会長は、被ばくはしているが健康被害が顕在化していない個人に対する精神的損害について、賠償の範囲に入る可能性を示唆しているが、他の委員からは、政府による健康管理により不安を解消すべきとの意見も出されており、審査会の指針上の取扱いは今後の議論に委ねられている。

しかし、政府が放射線防護政策の根拠としているICRP(国際放射線防護委員会)の各勧告は、放射線被ばくによる確率的影響についてはしきい値がなく、年間100ミリシーベルト未満の低線量被ばくにおいても一定の発がんリスクの上昇が存在することを前提としていることを考えると、いわゆるホットスポットに居住している個人が、本件事故に起因して放射線にばく露し、その結果として健康に対して確率的影響を受けるリスクが存在する場合に、このようなリスクの存在そのものが個人の精神的苦痛の原因となっていることは否定し難く、一定量以上の放射線へのばく露そのものを理由とする精神的苦痛についても、本件事故の相当因果関係内にあるものとして賠償の対象とされるべきである。

なお、未発病の東京都文京区立の保育園児が、保育園の改修工事によりアスベストに被ばくさせられたとして損害賠償を求めた事例では、文京区の専門委員会が調査を行い、原告に一定額を支払う和解が成立したほか、文京区が各園児に対して10万円の見舞金を支払い、園児に対して健康対策等を行う旨の要綱を策定しており、本件の参考になるものと考えられる。

2 実際の賠償に当たっては、賠償対象となる被ばく線量の基準、実際の賠償額が問題となる。

まず、賠償対象となる被ばく線量については、被ばく量が高くなればなるほど、精神的苦痛は拡大するため、一定の幅を区切って、賠償対象となる被ばく線量の範囲を定める

ことが考えられる。この際には、a 公衆の年間被ばく量限度が1ミリシーベルトとされていること、b 放射線障害防止法等の上では3か月当たり実効線量が1.3ミリシーベルト(年間5.2ミリシーベルト)を超える区域が放射線管理とされ厳格な管理がなされていること、c 政府の現在の計画的避難区域等の設定基準が年間20ミリシーベルトの被ばくのおそれとされていることなどの数値が参照されるべきであろう。

次に、実際の賠償額であるが、一定のリスクへのばく露だけを理由とする精神的損害であるため、高額な賠償を期待することは難しい。健康被害を前提としない騒音の事例として、1か月当たり3,000円から1万円の慰謝料を認めた大阪国際空港事件(大阪高判昭和50・11・27判時797・36, 最大判昭和56・12・16民集35・10・1369), 1月当たり3,000円の損害賠償を認めた小田急線騒音差止・損害賠償請求訴訟(東京地判平22・8・31判時2088・10)などが参考になるものと考えられる。

もっとも、Q45で検討した通り、生活費の増加分については、相当額が認められる場合がある。

Q47 内部被ばく量を検査するため、自費でホールボディカウンターのチェックを受けた。その費用は賠償請求できるか。また、今後も定期的に詳しい人間ドック検診を受けていきたいと考えている。その場合の費用はどうか。

一定以上の放射線にばく露するおそれがある場合に認められる。

解 説

1 中間指針は、政府による避難指示等による避難者や、政府指示区域から避難しなかった者について、放射線へのばく露の有無又はそれが健康に及ぼす影響を確認する目的で必要かつ合理的な範囲で検査を受けた場合には、その検査費用は賠償すべき損害と認められるとしている(中間指針・第3〔損害項目〕1(指針))。なお、この「検査費用」には、実際に検査そのものに必要な費用のほか、検査の結果に基づき診断を行う費用までが含まれる(第10回審査会草間委員発言)。

したがって、これら区域内からの避難者や、避難せずこれら区域内にとどまっている個人が、ホールボディカウンターによる内部被ばく線量の検査を受けた場合や、その後定期的に放射線に起因する疾病への罹患の有無を確認するために健康診断を受けた場合には、その費用は賠償の対象となる。

2 また、政府による避難指示等がなされていない地域においても、一定以上の空間線量の上昇が見られる場合には、ホールボディカウンターによる内部被ばく量を確認することが合理的である場合があり得る。更に、外部線量の高い地域に滞在したことや、検査の結果から、その後も継続して健康診断を受診することが合理的である場合がありえる。

ここにおいても、このような検査を受けることが合理的であると考えられる範囲が問題となる。法制度を見ると、放射線障害防止法や電離放射線障害防止規則においては、3か

月当たり実効線量が1.3ミリシーベルトを超える区域は放射線管理区域とされ、管理区域内で業務に従事する労働者については少なくとも6か月に1回の健康診断が義務づけられており（電離放射線障害防止規則56条1項）、年間実効線量が5ミリシーベルトを超えるおそれがない者については問診以外の検査義務が免除される（同条3項）とされている。

しかし、これらは厳格な放射線被ばく量の管理がなされている労働者に適用される基準であること、同区域内においても妊娠可能な女性や妊婦については更に厳格な線量限度が定められていること、低線量被ばくによる確率的影響についてはしきい値がないものと考えられていること、公衆の被ばく線量限度が年間1ミリシーベルトであること、

これら各種検査・診断がより深刻な健康被害を事前に防止し放射線被ばくによる疾病の早期発見につながることで、検査・診断等により放射線に被ばくした者の精神的苦痛を軽減できること等を考えると、年間1ミリシーベルト以上の被ばくをするおそれのある者については、各種検査・診断を受けることが必要かつ合理的であり、その検査費用及び診断費用は、相当因果関係の範囲内にあるものとして賠償の対象とされるべきである。

3 なお、放射線被ばくによる健康影響を確認するための診断項目としては、電離放射線障害防止規則が、放射線管理区域に立ち入る労働者への健康診断の内容として、白血球数及び白血球百分率の検査、赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査、白内障に関する眼の検査、皮膚の検査を定めており（同規則56条1項2号～5号）、これらの検査項目については、相当因果関係が認められやすいといえる。

Q48 放射線量を測るための機械を自分で購入した場合、その購入費は賠償されるか。専門の測定機関に測定を依頼した場合の費用はどうか。

一定以上の空間線量が観測されている場合は請求することができる。

解説

1 外部線量の測定に係る費用については、中間指針では何ら取り上げられていない。

2 ガイガーカウンター、シンチレーションカウンターなどの放射線量を測定する機器は、生活圏内において空間線量が高い場所を把握し、放射線被ばくを回避・低減すると同時に、除染作業の優先順位を確認するためにも用いることができる。

確かに、外部線量の測定は、国や各地方自治体によっても行われている。しかし、これら公的機関による測定は、測定点の数が限られており、各個人の生活圏内における空間線量を把握する手段として十分とはいえない。また福島県外のいわゆるホットスポットと呼ばれる地点では、各自治体による詳細な測定が始まったのは平成23年6月以降であって、それまでの外部線量は十分に把握されていない。

したがって、これらの地域に居住する個人が、放射線量を測定するための機器を購入した費用は、放射線被ばくを回避・低減するために必要かつ合理的であると認められる範囲において、賠償の対象とされるべきである。

3 具体的に賠償の対象とされるべき範囲は、前述のとおり、公衆の年間被ばく量限度が1ミリシーベルトとされていることから、自宅周辺の外部線量に基づき、少なくとも年間1ミリシーベルト以上の放射線に被ばくするおそれがある場合については、これら測定機器の購入費用は、放射線被ばくを避けるために必要かつ合理的な費用であって、相当因果関係内にあるものとして、賠償が認められるべきである。

また、各種測定の結果、専門機関によるより詳細な測定を依頼すべき合理的な理由がある場合には、これら専門機関による測定費用についても、賠償が認められるべきである。

Q49 本件事故後、汚染があった地域において、放射性物質を含むチリなどが入ってこないよう窓を締め切って生活するようになり、エアコンと空気清浄機を購入した。電気代も上昇した。洗濯物を外に干すことができないので乾燥機付洗濯機を買った。マスクを購入し、ペットボトルにした。このような費用は賠償請求できるか。

放射線被ばくを避けるために合理的に必要な範囲の費用について請求することができる。

解 説

1 中間指針は、政府の避難指示等が発出されていない地域の個人が生活上被った損害が賠償されるかどうかについては、何ら触れていない。

2 本件事故後、汚染があった地域において、放射線被ばくによる健康被害を避けるために、放射性物質の流入や吸引を避けるための措置をとることは、一定の範囲で合理性を有するものと考えられ、当該措置にかかった費用についても、本件事故と相当因果関係の範囲内にあるものとして、賠償の対象となり得る。

3 放射性物質の流入・吸引を防止するあらゆる措置が賠償の対象となるとは考え難い。したがって、このような措置をとることが合理的であると考えられる範囲が問題となる。

一定の確率的リスクからを回避するための措置であるから、一般公衆の受忍限度を超える外部線量が存在する場合に、当該措置には合理性が認められ、賠償の対象とされるべきであると考えられる。

具体的には、ICRP（国際放射線防護委員会）の勧告においては公衆の被ばく線量限度として年間1ミリシーベルトが定められていること、日本の放射線防護に関する各種法令においても、公衆が年間1ミリシーベルトを超える被ばくをしないことを目的として各種規制が置かれていること、文部科学省が福島県内の学校における線量低減の目標値を年間1ミリシーベルトとしていること等に鑑みれば、日本の法制度上、少なくとも年間1ミリシーベルトを超える被ばくについては、受忍限度を超えるものとして、かかる被ばくを回避するための措置には合理性が認められる。

したがって、自宅周辺の空間線量が年間1ミリシーベルト相当の値（毎時0.11マイクロシーベルトの放射線量率）を超えている場合には、年間1ミリシーベルトを超える被ばくを避けるための合理的な措置を実施するために必要な費用が、賠償の対象とされるべき

である。

3 設問の例について具体的に検討すると、まずエアコンや空気洗浄機の購入費用、これによる電気代の上昇については、損害賠償の対象とされるべきである。ただし、エアコンや空気洗浄機は、放射性物質を取り除くことを直接の目的とする機器ではないこと、空間線量の低下後もこれら機器からの効用を享受することができることを考えると、損益相殺等の法理に基づき、賠償の対象は購入費用の一部に留まる可能性がある。

次に、マスクの購入費用は、被ばくを避けるための合理的な費用として賠償の対象となる。

最後に、ペットボトルの水の購入費用は、水道水から一定の値以上の放射性物質が検出されていた時期及びそれから相当期間経過後までに購入した部分について、賠償の対象となり得る。

ちなみに、ペットボトル、マスクなどについては損害賠償請求のため、領収書、レシートなどを保管しておくのが望ましい。

Q50 空間線量の高いいわゆるホットスポット（汚染地域）に住んでいる。自宅周辺の線量を下げるための草刈りや土壌の入替えなどの除染の費用は、賠償請求できるか。

請求することができる。

解 説

1 設問のいわゆるホットスポットが、計画的避難区域や特定避難勧奨地点に指定されている場合、中間指針においては、除染作業について、区域内にある建物・土地の財産価値が放射性物質にばく露し、その価値が減少したものであるときは、除染等の必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められるとされている（中間指針・第3〔損害項目〕10・ ）。

自宅周辺の空間線量が高い場合には、当然自宅の財産価値は減少しているものと考えられるため、中間指針の考え方に基けば、除染等の費用が賠償範囲として認められる。

また、上記の中間指針は、あくまで財物の財産的価値の減少という側面に着目した考え方であるが、自宅周辺の線量を下げるために必要な除染費用は、健康被害を避けるための合理的な行動としても、相当因果関係の範囲内にあるものとして、当然賠償が認められるべきである。

2 設問のいわゆるホットスポットが、計画的避難区域や特定避難勧奨地点に指定されていない場合については、中間指針においては言及されていない。しかしながら、上記のとおり、自宅周辺の線量を下げるために必要な除染費用は、健康被害を避けるための合理的な行動であって、相当因果関係の範囲内にあることについては、何ら区域内の家屋と異なることはない。

3 具体的な損害額の算定においては、 損害の種類、 合理的な除染作業の範囲が問題

となり得る。

(1) 損害の種類

設問にある草刈りや土壌の入替えなどについては、事業者へ委託して実施した場合にはその費用を、自ら行った場合には時給相当分を、損害として請求することができる。また、草刈りや土壌入替えの結果として発生した廃棄物・残土についての処理費用も、損害として請求することができる。

(2) 合理的な除染作業の範囲

ICRP（高裁放射線防護委員会）の勧告においては公衆の被ばく線量限度として年間1ミリシーベルトが定められていること、日本の放射線防護に関する各種法令においても、公衆が年間1ミリシーベルトを超える被ばくをしないことを目的として各種規制が置かれていること、文部科学省が福島県内の学校における線量低減の目標値を年間1ミリシーベルトとしていること等に鑑みれば、少なくとも、自宅周辺の空間線量を、年間1ミリシーベルト相当の値（毎時0.11マイクロシーベルトの放射線量率）より下げることが目的とする除染作業に必要な費用は、相当因果関係の範囲内にあるものとして賠償の対象とされるべきである。

3 健康被害に関する賠償

Q51 放射線の影響による健康被害は今後何年、何十年と続くようだが、将来発病したときにその病気についても賠償してくれるか。万一に備えて証拠を備えておくとしたら、どのような証拠を集めておけばよいか。時効が成立することはないか。

将来発病したものの因果関係が認められる限り損害賠償の範囲に含まれる。そのためには、症状経過についての記録を収集しておくことよい。

時効(除斥期間)は早くとも症状発症時までは起算しないものと考えられる(Q27参照)。

解 説

1 放射線の影響による健康被害は多岐にわたるのみならず長期間にわたって晩発影響のリスクがある。

中間指針の「第9 放射線被ばくによる損害について」には、この晩発影響について、次のように記載されている。

(指針)

本件事故の復旧作業等に従事した原子力発電所作業員、自衛官、消防隊員、警察官又は住民その他の者が、本件事故に係る放射線被ばくによる急性又は晩発性の放射線障害により、傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化し、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等は賠償すべき損害と認められる

(備考)

2) 放射線被ばくによる生命・身体的損害については、晩発性の放射線障害も考えられるが、本件事故に係る放射線にばく露したことが原因であれば、これも賠償すべき損害と認められる。

2) では、「本件事故に係る放射線にばく露したことが原因」といえるのはどのような場合であろうか。

放射線の影響による健康影響は、個々の症状をみた場合には、放射線に被ばくしていない場合に起きる症状と区別することができないので、統計処理をした疫学研究成果によることになる。そのような疫学研究成果は、原爆被ばく者や海外の核施設の風下地域のもの、日本の原発労働者の調査（文部科学省の委託で財団法人放射線影響協会が行っている「原子力発電施設など放射線業務従事者などに係る疫学的調査」）、チェルノブイリ原発事故のものなどがある。

因果関係の立証については、大気汚染訴訟や予防接種禍訴訟、原爆症認定訴訟等で示されたいくつかの重要な間接事実（被ばくの可能性を推認させる事実、放射線と当該疾病の発症との関係、他の原因の不存在）から推認を働かせることになる。

被ばくの可能性を推認させる事実には、行動経過、汚染地域での活動、粉じんが舞い上がったり風が吹いたりしていることがあったか、遮蔽があったかどうかなどがある。

そして、発症経過も重要な事実であり、今後の健康状態の異変はできるだけ記録しておく必要がある。福島県弁護士会作成の『被災者ノート』を活用するのもよい。

Q52 現在、マスクの着用や長袖の着用などの被ばくを防ぐための対策は特に講じていない。このように予防策を取っていなかったことを理由として、万一将来健康被害を生じた場合に、賠償請求が認められなかったり、あるいは賠償額が減額されたりということがあり得るか。

このような事情により賠償請求が認められなかったり、減額されたりすることは基本的になく、あったとしても僅かとするべきである。

解 説

放射線被ばくに対する防護措置をとっていないことが因果関係を否定するか、あるいは、過失相殺（民法 722 条 2 項）の理由になるかという問題である。更に、近時の学説で提唱されている損害拡大防止義務（損害軽減義務）違反として減額事由となるかという問題となる余地もある。

たしかに、放射線被ばくの予防するため、マスクや長袖の着衣を着用することなどがいわれている。しかし、放射線被ばくの可能性は、呼吸や空気中に浮遊する放射性物質への皮膚への接触に限られない。飲食などによっても内部被ばくする可能性はある。個々の症状をみたときには、どのような経路で被ばくしたのかを具体的に解明することは不可能が著しく困難である。

そもそも、どの範囲が汚染地域となるのか、国や東京電力の説明は一定しておらず、どの範囲の住民にどのような防護措置が求められるか、必ずしも判然としない。しかも、常時マスクや長袖の着衣を着用することを求めるのは、当該住民に決して軽くない精神的負荷をかけることになる。

このような事情によって因果関係が否定されたり、賠償額が減額されたりすることはあってはならないと解される。

Q53 原発、放射線などの原発事故関連の言葉を聞くと、眠れない、イライラする、身体がだるいなどの症状が出る。この症状に対して損害賠償請求することができるか。

その症状は PTSD（心的外傷後ストレス障害）の可能性があり、損害賠償請求できる。

解 説

1 家庭内暴力、性的虐待、産業事故、自然災害、交通事故などの人の対処能力を超えた圧倒的な体験が、その人の心に強い衝撃を与え、その心の動きに永続的、不可逆的な変化を起こすことがある。その外傷記憶は時が経っても薄れることがなく、一生その人の心と行動を直接間接的に支配する。このような精神障害を PTSD という。

その認定基準は厳しく、例えば交通事故において PTSD を認定した事例は必ずしも多くはない。しかし、PTSD と認定されなくても、その病状の実態から後遺障害として認定している事案はある。

PTSD などの精神的障害について、第一次指針は「例えば、PTSD（心的外傷後ストレス障害）などがここで言う『身体的損害』に該当し得るか否かについては、今後検討する」としていたが、中間指針では、「第3〔損害項目〕5 生命・身体的損害」において、精神的障害を含むとし、PTSD を含む精神的障害が損害賠償の対象となることが明示された。

したがって、本件のような症状については、損害賠償請求できる可能性がある。

ただし、医師の診断書は不可欠なので、PTSD などの精神的障害についての医師の診察を受ける必要がある。

2 また、本件事故においては、本件事故直前に「地震及び津波」が発生しているため、PTSD の原因について「本件事故」と「地震及び津波」との区別が問題とされる可能性がある。しかし、原発事故関連の言葉等により症状が発生する限り、たとえ、地震及び津波関連の言葉等でも症状が出るとしても、因果関係は認めるべきである。

更に、寄与割合等による減額が問題となり得る余地はあるが、原発事故のときの爆発の映像等の状況、緊急に避難させられた状況などから、原発が主たる原因であるといえよう。

そして、後遺障害と認定された場合には、その逸失利益や慰謝料請求が認められることになる。

4 自殺・死亡

Q54 自宅が避難区域（警戒区域、計画的避難区域）に指定され、避難所での生活を余儀な

くされた人が、避難所で体調を崩し死亡した。相続人は賠償請求できるか。

明らかに本件事故とは無関係な素因等のみが原因となって体調を崩したといえる場合以外は、相続人は賠償請求できる。持病その他の本件事故とは無関係な素因等は減額要素となる場合もあるが、因果関係を否定することにならないのが通例である。

解 説

1 避難に伴う健康悪化等について

避難指示により避難所等による避難を余儀なくされた場合、一般的に健康状態が悪化し得ることは当然であり、第一次指針から当然の前提とされている。

中間指針には、「生命・身体的損害」と認められる範囲について、「本件事故により避難等を余儀なくされたため、傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化（精神的傷害を含む。以下同じ。）し、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等」と記載している（中間指針・第3〔損害項目〕5（指針））。また、「本件事故により避難等を余儀なくされ、これによる治療を要する程度の健康状態の悪化等を防止するため、負担が増加した診断費、治療費、薬代等」とも記載されている（同・（指針））。

更に、本件事故の場合の避難は、「地域コミュニティ等が広範囲にわたって突然喪失し、これまでの平穏な日常生活とその基盤を奪われ、自宅から離れ不便な避難生活を余儀なくされた」（中間指針・第3〔損害項目〕6（備考）4）、「日常の平穏な生活が現実には妨害されたことは明らかであり、また、その避難等の期間も総じて長く、また、その生活も過酷な状況にある」（中間指針・第3〔損害項目〕6（備考）1）というものであり、避難による影響も著しく大きいのであるから、死亡に至るほどの体調の悪化をもたらす可能性も極めて高い。

したがって、本件の場合、明らかに本件事故とは無関係な素因等のみが原因となって体調を崩したといえる場合以外は、死亡との間に因果関係を認めていいと考えられる。

また、この場合、本件事故とは無関係な素因等が死亡に関与していたとしても、本件事故の際の避難のような事態がなければ、死亡に至るまでの体調悪化がなかったのが通例であるので、因果関係を否定することにはならない。

2 持病その他の本件事故とは無関係な原因との関係

一般的には、持病その他の本件事故とは無関係な素因等については、減額要因（素因減額）となり得る余地がある（最判平4・6・25民集46・4・400）。

しかし、これは、損害の公平な分担という損害賠償法の基本理念から導かれるものであると解されている（鈴木祐治「素因減額」東京三弁護士会交通事故処理委員会ほか編『民事交通事故訴訟・損害賠償算定基準』日弁連交通事故相談センター東京支部、2009年）から、この観点からみた場合、高齢者については、例えば、高血圧や骨粗鬆症などは、減額の対象となる素因に該当しない場合もあり得る。

もちろん、避難者が高齢者であっても、特段持病はない場合、加齢的素因（高齢者）という点は、通常人の個体差の問題であるから、減額事由にならない。

3 損害賠償の範囲

本件事故と被害者の死亡との間に因果関係が認められる場合、相続人は、死亡による損害を賠償請求できる。具体的には、死亡による逸失利益、死亡慰謝料、葬儀費用、相続人固有の慰謝料請求等が考えられる。

Q55 避難区域（警戒区域、計画的避難区域）の病院に入院し加療中の者が、避難指示を受けて転院を余儀なくされ、転院後間もなく死亡した。相続人は、賠償請求できるか。

この場合、賠償請求できる。素因減額がされ得る余地があるが、それはかなり特別な場合に限定される。

解 説

1 基本的考え方

Qにおいては因果関係の有無及び減額の有無が問題となり、基本的考え方はQ54の解説のとおりである。

2 本件における因果関係の有無

病院に入院し加療中の者は、本件事故がなく、避難指示がなければ転院することもないのが通例である。また、入院中の者については、急激な転院等をした場合に、体調が著しく悪化することも十分に考えられるところであり、原則として、死亡と本件事故の間に相当因果関係が認められる。

3 素因減額について

入院加療中の者は、入院加療が必要な程度の重篤な疾患に罹患しているのが通例であるが、そのような者は、通常は転院することもないので、この疾患等を理由として素因減額することは適切でない。

本件事故による転院がなくても体調が著しく悪化する可能性が明白だった場合などには、素因減額がされ得る余地があるが、本件事故の甚大さ、避難の緊急性・影響の深刻さなどを考えると、それはかなり特別な場合に限定される。

4 損害賠償の範囲

本件事故と被害者の死亡との間に因果関係が認められる場合、相続人は、死亡による損害を賠償請求できる。具体的には、死亡による逸失利益、死亡慰謝料、葬儀費用、相続人固有の慰謝料請求等が考えられる。

Q56 避難指示を受けて避難中であった主婦が、避難生活を苦にして自殺した。相続人は、死亡による損害を賠償請求できるか。また、一命を取り留めたものの重度の障害が残った場合はどうか。

相続人は死亡による損害を賠償請求できる。また、一命を取り留めた場合も、主婦は後遺症による損害を賠償請求できる。

解 説

1 本件事故と自殺との間の因果関係の有無

中間指針は、「第3〔損害項目〕5 生命・身体的損害」において、「本件事故により避難等を余儀なくされたため、傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化（精神的障害を含む。……）し、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等」を賠償すべきとし、それまで記載のなかった精神的障害の項目を中間指針の段階で特別に含めるものとした。

この点からみて、本件事故によって、避難等を余儀なくされたため、精神的健康状態が悪化し、自殺に至った場合、損害賠償される可能性がある。

問題は、本件事故による避難等を余儀なくされたため、精神的健康状態が悪化したといえるかどうかという点である。

第1に、本件事故の場合の避難は、「地域コミュニティ等が広範囲にわたって突然喪失し、これまでの平穏な日常生活とその基盤を奪われ、自宅から離れ不便な避難生活を余儀なくされた」（中間指針・第3〔損害項目〕6（備考）4）「日常の平穏な生活が現実に妨害されたことは明らかであり、また、その避難等の期間も総じて長く、また、その生活も過酷な状況にある」（中間指針・第3〔損害項目〕6（備考）1）というものであり、避難による影響は著しく大きい。

その上、被害者は、本件事故により自宅や仕事を奪われ、かつ地域社会・コミュニティを奪われ、本件事故が収束せず将来の不安も抱き続けている状況に置かれた。

そして、健康影響が不明な相当量の放射線量率が続き、放射能による身体障害を含めた子供の将来への不安も多大なものである。

以上を考えると、避難者が特に負担が軽いような避難が可能であった場合（例えば、放射能の影響の極めて少ない離れた場所にある、別の住居に家族がそろって転居でき、職も確保でき、将来の不安がなかったような場合）等、特段の事情がない限り、自殺による死亡との間に因果関係を認めていいと考えられる。

この場合、避難者が従来から鬱症状を有していたなどの素因は、因果関係の成否には影響ない。

また、自殺を図った避難者が一命を取り留めたものの重度の障害が残った場合も、上記の相当因果関係の問題は、本件事故と自殺という「行為」との因果関係を検討しているため、その後「一命を取り留めたか否か」は因果関係の判断では関係がない。そのため、上記と同様に因果関係を判断すれば足りるものである。

2 因果関係がある場合の減額の有無

交通事故に関してはあるが、近年は、自殺との間の因果関係を認めた上で減額を図る

との裁判例が多い。例えば、福岡地行橋支判昭 57・10・19 判時 1074・126 は、交通事故の被害者が事故の状況を悲観して自殺した場合について、事故と死亡との相当因果関係を一応肯定しつつも、「自殺の場合には本人の自由意思による面があることも否定することはできないし、通常人なら必ず自殺するという事例ならばともかくそうでない場合には 100 パーセントの責任を不法行為者に課することも又公平であるとは思われない。結局自殺を選択した自由意思の程度や通常人が同一の状態におかれた場合の自殺を選択する可能性等を比較しながら受傷の自殺への寄与度を考え、その割合に従って不法行為者に責任を課するのが最も公平であると思われる」とし「諸事情に鑑みその 50 パーセントの責任を課するのが相当である」と判示している。

しかし、本件事故は、避難者の生活のほぼすべてに影響を与えており、精神的健康状態の悪化そのものが本件事故によって引き起こされているのであるから、交通事故のように身体的被害が引き起こされその二次的影響で精神的健康状態が悪化する場合とは事情を異にする。したがって、本件事故の場合には、原則として減額は認められるべきではない。

また、避難者が従来から鬱症状を有していた場合であっても、鬱症状自体は今日多くみられることなのであり、また、本件事故とそれによる避難がそうした者の精神的健康状態に重大な影響を及ぼすことも明らかであるから、その点は素因減額されるべきではない。

更に、自殺を図った避難者が一命を取り留めたものの重度の障害が残った場合も、前記因果関係の有無について述べたとおり、上記と同様に考えれば足りるものである。

3 損害賠償の範囲

本件事故と自殺との間の因果関係が認められる場合、生前の損害（避難に伴う損害。Q 35 参照）に加えて、死亡に基づく損害（被害者本人の逸失利益、死亡慰謝料、葬儀費用、相続人固有の慰謝料など）の賠償請求ができる。

なお、自殺をした避難者が一命を取り留めたものの重度の障害が残った場合には、死亡に基づく損害に代わって、後遺障害に基づく損害（後遺障害に基づく逸失利益、後遺症慰謝料）の賠償請求ができることになる。

いずれの請求においても、前述の減額の問題はある。

なお、主婦であっても逸失利益の請求は可能である。

Q57 福島県で農業経営者が、将来を悲観して自殺した。相続人は、死亡による損害を賠償請求できるか。

相続人は死亡による損害を賠償請求できる。また、民法 711 条に規定されていない農業経営者の兄弟姉妹や祖父祖母等も事情により個別の慰謝料を請求することが可能である。

解 説

1 基本的考え方

本Qにおいては、本件事故と自殺との因果関係の有無と損害の減額の有無が問題となり、その基本的考え方はQ56の解説のとおりである。

福島県内において、避難対象区域の農家の場合、避難した主婦と同様である上（Q56）、農業を営むこと自体が不可能となり、かつ、土壌汚染の結果、将来も全く不明確となるため、その精神的苦痛は著しく高い。

その他の区域・地点においても、福島県内では、作物によって出荷制限がある上、いわゆる風評被害によって販売が著しく困難となっている。土壌汚染は相当広範囲に広がっているため、仮に作付けしても、自らが栽培した農作物が健康被害を与えるのではないかと、売れないのではないかと、価格が下がるのではないかと、などの不安を継続的に抱えることになる。

とりわけ、平成23年3月24日、福島県須賀川市の有機栽培野菜の農業経営者が自殺した例（この農業経営者は30年以上前から有機栽培にこだわり、安全な野菜づくりを誇りにしていたという）から明らかなように、長い時間をかけて土地づくりをしてきた多くの農家にとって、農地が汚染されたこと自体の衝撃は極めて大きく、それによって精神的健康状態を害する可能性は高い。

以上を考えると、明らかに影響が少ない場合等を除き、本件事故と自殺との因果関係は認められるべきであり、損害賠償請求できる。

2 損害賠償の範囲について

本件事故と被害者の自殺との間に因果関係が認められる場合、相続人は、死亡による損害を賠償請求できる。

具体的には、死亡による逸失利益、死亡慰謝料、葬儀費用、相続人固有の慰謝料請求等が考えられる。

このうち、相続人固有の慰謝料請求については、条文上「被害者の父母、配偶者及び子」にしか認められていない（民法711条）。しかし、例えば、民法711条に列挙されていない被害者の兄弟姉妹や祖父祖母などの場合でも、判例は同条の類推適用を認めている（最判昭49・12・17民集28・10・2040等）。特に、農家は家族経営である場合が多いため重要である。

Q58 避難区域（警戒区域、計画的避難区域）で小さな印刷会社を営んでいたワンマン社長が会社の借金を返せなくなったこと等を苦にして自殺した。相続人及び会社は損害賠償請求が可能か。

会社が避難区域内にある場合、その経営は不可能となり、借金を返すこともできなくなるため、本件事故と自殺との間には因果関係が認められ、相続人は死亡による損害を賠償請求することができる。会社も、本件事故により経営を不可能とされているので、その営業損害を賠償請求することができる。

解 説

1 相続人の損害賠償請求

(1) 基本的考え方

本Qにおいては、本件事故と自殺との因果関係の有無と損害の減額の有無が問題となり、その基本的考え方はQ56の解説のとおりである。

(2) 印刷会社の場所と本件事故による経営への影響

この印刷会社の場所が警戒区域内である場合、そもそも経営自体が不可能となる。また、計画的避難区域内の場合も同様に経営自体が不可能となるであろう。これらの場合、会社の借金が返せなくなることは当然といえる。なお、中間指針には、営業損害について「従来、対象区域内で事業の全部又は一部を営んでいた者又は現に営んでいる者において、避難指示等に伴い、営業が不能になる又は取引が減少する等、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分が賠償すべき損害と認められる」と記載されている（中間指針・第3〔損害項目〕7（指針））。しかし、未だ本格的な損害賠償はされておらず（平成23年9月1日時点）、現に印刷会社に賠償金は入っていない。

なお、印刷会社が緊急時避難準備区域内、又は特定避難勧奨地点内であった場合については、この場合は、経営自体が不可能というわけではないが、顧客の相当部分がなくなり、営業が極めて厳しい状況となる。経営難の影響が「原発事故の影響」なのか「震災・津波の影響」なのかという問題はあるが、福島県地域では、津波の影響による顧客の喪失は限定的であり、例外的な場合を除き原発事故との間に因果関係が認められると思われる。

(3) 自殺者の事情

自殺者の本件事故前後の精神状態や自殺時の経緯などが重要となる。例えば、本Qのように自殺者が会社をワンマン社長として経営し、多少の従業員を雇っている場合、その避難指示は、その築き上げてきたものを奪われ、一から始めることを強いられているといえる場合が多いと思われる。

(4) 損害賠償の範囲

本件事故と被害者の自殺との間に因果関係が認められる場合、相続人は、死亡による損害を賠償請求できる。具体的には、死亡による逸失利益、死亡慰謝料、葬儀費用、相続人固有の慰謝料請求等が考えられる。

このうち、死亡による逸失利益については、役員報酬のうち労務提供の対価部分に関するものである。

2 会社の損害賠償請求

(1) 会社独自の損害賠償請求

前述のとおり、本Qの印刷会社は、避難区域（警戒区域、計画的避難区域）内にあり、営業が不可能であるため、その営業損害について賠償請求できる。

この点、詳細はQ63以下を参照されたい。

(2) 間接被害者

なお、本Qの印刷会社が緊急時避難準備区域内や特定避難勧奨地点内等であった場合において、本件事故と経営者の自殺との因果関係が認められたとき、会社の損害賠償はどのように考えるべきか。

前述のとおり、印刷会社が避難区域（警戒区域，計画的避難区域）内ではない場合、経営自体は不可能ではない。そのため、そのままでは会社独自の損害賠償請求は困難となる。しかし、本Qの場合のように、自殺者がワンマン社長として、代替性がなく、経済的に同人と会社を一体とみることが可能な場合、その会社のような間接被害者の損害賠償請求は認められるかが問題となる。

この点、最判昭43・11・15民集22・12・2614は、「被上告会社は法人とは名ばかりの、俗にいう個人会社であり、その実権は従前同様A〔被上告会社代表取締役〕個人に集中して、同人には被上告会社の機関としての代替性がなく、経済的に同人と被上告会社とは一体をなす関係にあるものと認められるのであつて、かかる原審認定の事実関係のもとにおいては、原審が、上告人のA〔被上告会社代表取締役〕に対する加害行為と同人の受傷による被上告会社の利益の逸失との間に相当因果関係の存することを認め、形式上間接の被害者たる被上告会社の本訴請求を認容しうべきものとした判断は、正当である」と判示している。

そのため、本Qの自殺者についても、機関としての代替性がなく、経済的に会社とは一体をなす関係にあるものと認められる場合には、会社の逸失利益について賠償請求することができることになる。

5 その他の財産の価値の喪失や減少に関する賠償

Q59 生活拠点ではない不動産(セカンドハウス,家庭菜園等)を避難区域内に持っていた。損害賠償の対象となるか。

避難に係る費用について、本件事故が発生した当時、セカンドハウスに滞在していた場合、交通費がQ35と同様の基準で認められる。また、当該セカンドハウスで家庭菜園等をしていた場合には、生活費の増加分について実損を請求できると考える。他方、家財道具の移動費用、宿泊費等、一時立入費用、帰宅費用及び精神的損害（避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害）は認められない。財物価値の喪失又は減少等については、Q42と同様の基準に基づいて、損害賠償が認められるべきである。

解 説

1 本件事故が発生した当時、セカンドハウスに滞在していた場合には、自宅への避難するための交通費が、Q35と同様の基準で認められる。

また、家庭菜園等の規模によっては、収穫できなくなることで生活費が増加することが考えられる。本Qの場合、精神的損害（避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害）が認められないことから、同損害に吸収解消させることはできないため、実損を請求することになる。

2 次に、財物価値の喪失又は減少等を判断するに当たっては、生活拠点か否かは、本質的要素ではなく、本件事故により財物価値の喪失又は減少等が生じたのであれば、損害賠償の対象になるのは当然である。

第2 労働者被ばく

Q60 原発で働く労働者に健康被害が生じた場合、労災認定を受けることは可能か。

業務上の被ばくと健康被害の間の因果関係を立証すれば可能である。業務上認定を受けるとの基準が旧労働省通達で定められており、白血病を含むがんについて、過去に労災として認定された事例が10件ある。

解 説

1 原子力発電所で働く労働者については、労働安全衛生法・同施行令に基づく電離放射線障害防止規則において、被ばく限度が定められている。同規則は、通常時の原発労働者の実効線量限度について、5年間で100ミリシーベルトかつ1年間で50ミリシーベルト、原発事故時の緊急作業時における実効線量限度について、作業従事期間中に100ミリシーベルトと定めている（同規則4条1項、7条2項1号）。

また、厚生労働省は、福島第一原発事故の事故処理のために、同規則の特例に関する省令（平成23年厚生労働省令第23号）を平成23年3月15日に公布し、緊急作業に従事する労働者の実効線量限度を250ミリシーベルトまで引き上げた。

このように、原発労働者は、一般人に比べて極めて高い線量に被ばくすることが許容されている。また、福島第一原発の現状から、予測できない被ばく事故も生じ得る。実際に、同年3月24日には、作業員3名が170～180ミリシーベルトという多量の放射線を1度に浴びる事故が生じているほか、5月30日には労働者2名について、6月13日には労働者6名について、それぞれ被ばく限度である250ミリシーベルトを超えるおそれが生じるなど、東京電力による対策の不十分さが明らかになっている。7月13日には、東京電力は被ばく線量が100ミリシーベルトを超えた作業員が111名に上っていると発表した。

2 原発労働者に、作業中の被ばくに起因する「業務上の疾病」が生じた場合、労働者災害補償保険法の業務災害として、同法12条の8第1項所定の保険給付を受けることができる。

「業務上の疾病」の範囲は労働基準法施行規則別表1の2に定められている（労働基準法75条2項、同規則35条）。放射線の影響による疾病としては、同表のうち、2号5（電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害）及び7号10（電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫）が業務上の疾病に該当し得る。

3 労災保険法に基づく各種給付を受給するためには、当該労働者が業務において一定

の放射線に被ばくしたこと，被ばくにより当該疾病が発生したことを立証しなければならない。一般に，立証責任は労働者側が負っていると解されている。

これらの電離放射線に起因する疾病の認定基準として，旧労働省の通達があり，各疾病ごとに，被ばく量，潜伏期間，症状の3つの要件が示されている（電離放射線に係る疾病の業務上外の認定基準，昭和51年11月8日（基発第810号））。行政レベルでは，この基準に則って当該疾病が業務上か否かの認定がなされている。具体的な基準のうち主なものは以下のとおりである。

（1）急性放射線症

- a 数日以内に250ミリシーベルト以上の放射線を身体の広範囲に被ばくしたこと
- b 被ばく後数週間以内に疾病が発生したこと
- d 吐き気・嘔吐，不安感・無力感等の精神症状，白血球低下等の血液変化，出血・発熱・下痢等の症状であること

（2）白血病

- a 1年5ミリシーベルト×従事年数を超える被ばくをしたこと
- b 被ばく開始後少なくとも1年を超える期間を経た後に発生したこと
- c 骨髄性白血病又はリンパ性白血病であること

これらのほかに，上記基準は，急性放射線皮膚障害（1回5シーベルトないし数回合計10シーベルト），慢性放射線皮膚障害（3か月以上の期間に25シーベルト），放射線造血器障害（1年間に50ミリシーベルトないし3か月間に30ミリシーベルト），白内障（3か月以内に2シーベルトないし3か月以上の期間に5シーベルト）について，業務上認定の基準を定めている。また，基準に定めがない白血病以外のがんについては，従事年数や業務内容，病気の経過などの個別的な状況に基づき判断するものとされている。

4 厚生労働省は，平成23年4月27日，原発労働者の労災認定状況を公表し，がんになった原発労働者のうち，過去35年で10人が労災認定されたことを明らかにした。そのうち白血病が6人，累積被ばく線量は129.8～5.2ミリシーベルトであり，多発性骨髄腫が2人（累積被ばく線量70.0ミリシーベルト，65.0ミリシーベルト），悪性リンパ腫（99.8ミリシーベルト，78.9ミリシーベルト）であったという。

Q61 原発で働く労働者に健康被害が生じた場合，損害賠償を請求することは可能か。

原子力事業者に対し，原賠法に基づく損害賠償を請求することができるが，因果関係を立証することは容易ではない。過去に原発労働者に対する賠償を認めた裁判例は見当たらない。

解 説

1 原賠法の立法当時は，原子力事業者の従業員が業務上受けた損害については，原賠法上の原子力損害の定義から除外されていたが，昭和54年改正で除外規定が削除された。し

たがって、現在は、福島第一原発で働き、放射線被ばくの影響で健康に被害が生じた場合、原賠法上の「原子力損害」(原賠法2条2項)として、雇用者が東京電力であるか否かに関わらず、東京電力に対して損害賠償を請求することができる。

中間指針においても、「本件事故の復旧作業等に従事した原子力発電所作業員……が、本件事故に係る放射線被ばくによる急性又は晩発性の放射線障害により、傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化し、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等は賠償すべき損害と認められる」とされている(中間指針・第9(指針))。

2 原賠法に基づく損害賠償を請求するためには、放射線被ばくの事実、損害の発生、被ばくと損害との間の因果関係を立証しなければならない。より具体的には、として、原発での作業従事時の被ばく量、被ばく態様等、として、健康被害が放射線に起因して生じ得る疾患であること、そして と の間の事実的因果関係及び相当因果関係を立証することになる。

3 原発労働者が健康被害について民事損害賠償を求めた裁判例として、下記の3件があるが、いずれも敗訴している。

(1) 大阪地判昭56・3・30判時1032・87(岩佐訴訟)

4次下請の従業員として日本原子力発電・敦賀原発で水道管等の工事に従事していた原告が、放射線被ばくにより右膝に放射線皮膚炎の被害を受けたとして、日本原電に対して原賠法に基づき損害賠償を求めた事件である。

大阪地裁は、まず、被ばくの事実の立証の程度について、一般論として、発電所内で放射線被ばくを受けたとの事実の立証を原告に求めるのは不可能を強いるに等しいため、被ばくの具体的危険性が認められるときは、被告において被ばくの実態がないなどの特段の反証をしない限り、被ばくの実態を推認して妨げないと判示した。しかし、放射線皮膚炎を発生させるには5シーベルト以上の被ばくが必要であることを前提とした上で、そのような被ばくを生じさせるような具体的危険性は認められないとして、結論としては請求を棄却した。

(2) 東京地判平20・5・23判例集未登載(長尾訴訟)

4年以上にわたり配管工事担当として複数の原子力発電所での作業に従事した原告が、被ばくにより多発性骨髄腫に罹患したと主張して、東京電力に対して原賠法に基づき損害賠償を求めた事件である。なお、原告は、提訴に先立ち労災保険の支給決定を受けており、従事期間の放射線管理手帳に記載された累積外部被ばく線量は70ミリシーベルト(1年平均16.47ミリシーベルト)であった。

東京地裁は、原告が多発性骨髄腫に罹患しているとは認めることができないとした。更に因果関係の立証の程度について東大ルンバール事件判決を引用した上で、まず放射線管理手帳に記載された以上の被ばくの実態は認められないとし、各種疫学調査の結果を検討し、200ミリシーベルト未満の被ばくと多発性骨髄腫の罹患との間の因果関係は認めること

ができないとして、原告の請求を棄却した。

(3) 東京高判平 21・4・28 判例集未登載(長尾訴訟控訴審)

本判決は上記東京地判の控訴審である。東京高裁は、原告の疾患は多発性骨髄腫であるとしたものの、多発性骨髄腫の病因は不明であり、病因は加齢であるとする説が存在するところ、原告が多発性骨髄腫との診断を受けたのは73歳であって、これが加齢によるものであることを否定できず、本件被ばくが原告の多発性骨髄腫を招来したものと高度の蓋然性をもって照明されたとはいえないとして、因果関係を否定し、控訴を棄却した。

4 これら裁判例から明らかとなっており、低線量の被ばくと疾患との因果関係について、疫学調査の結果がまちまちである場合には、裁判所は法律上の因果関係を認めることに極めて消極的である。

このことからすると、本件事故との関係で、包括的な健康調査をし、疫学データを集めることが重要である(Q62参照)。

5 なお、放射線被ばくによる晩発性の影響については、特に不法行為に基づく損害賠償を請求する場合には、消滅時効が問題となり得ることに注意が必要である(Q27参照)。

6 また、上記損害賠償請求と労働者災害補償保険法に基づく各種保険給付との関係も問題となる。

中間指針においては、労災保険に基づく各種保険給付については、同質性の認められる損害に限り、逸失利益の金額から控除するが、附帯事業として支給される特別支給金は控除されるべきでないとされている(中間指針・第10・1(備考)2)、4)。

Q62 原発労働者が将来の労災認定請求・賠償請求に備えて集めておくべき資料は何か。

放射線被ばくに関する資料と、健康状態に関する資料を収集・保管するべきである。

解説

1 上記の通り、がんなどの晩発性の放射線障害については、被ばくから発症までの期間が長期間にわたることがありえるため、発症後に労災認定を受け、あるいは損害賠償を請求するためには、関連する資料を確実に収集・保存しておく必要がある。

2 労災認定や損害賠償請求において立証を求められる事項は、主に、被ばくの実態と、因果関係に関する事実に分けられる。

3 被ばく状況については、原子炉等規制法及びその関連法令や、電離放射線障害防止規則に基づき、事業者が線量を測定する義務が存在しており、その結果を記録しなければならないとされている。具体的には、被ばく線量登録管理制度に基づき放射線管理手帳に、被ばく歴、健康診断結果、放射線防護教育結果などが記載される。しかしながら、放射線管理手帳は、勤務中は雇用者側が管理しており、労働者が内容を確認することは困難である。したがって、毎日の線量計の数値等を自分のノート等に記録した上で、退職時には放射線管理手帳の返却を求め、手帳に記載されている被ばく量が手元の記録どおりかどうか

を確認することが重要である。

また、放射線管理手帳には記載されない被ばく状況を明らかにするために、毎日の作業区域、作業内容、作業時間を別途記録しておくことも有益である。

4 健康状態については、原発での作業に従事している間は、関連法令に基づき、事業者が従事前及び従事中に一定の間隔で健康診断を行うべき義務を有しており、これら診断の結果を確認・保管しておく必要がある（電離放射線障害防止規則 56 条）。なお、健康診断個人票は、事業者により 30 年間保管されることとなっている（同 57 条）。

ただし、原発での作業から離れた後については、現在の法制度上は、事業者に継続的に健康状態を確認すべき義務は課されておらず、各労働者が自己の責任で健康診断を受け、その結果や治療記録を収集・保管する必要があるので、注意が必要である。この健康診断に必要な費用も、東京電力に対して賠償を請求することができる。

5 原発労働者向けのパンフレットとして、「被ばく労働自己防衛マニュアル」（福島原発事故緊急会議被ばく労働問題プロジェクト制作）が発行されているので、適宜参照されたい。